

イ 高齢者保健福祉計画（案）について

(7) 個別事業の位置付けについて

第8次計画からの個別事業の変更点

(1) 新たに追加を予定している事業

次の個別事業について、第9次計画から新たに掲載を予定。

番号	事業名	取組内容	新たに位置付ける理由
1	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護の受給には至らない生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう支援プランを作成し、関係機関と連携を図り、支援を行うもの。	・生活保護受給世帯の半数以上は高齢者世帯であることから、高齢者の就労支援など自立支援を推進する当該事業は、高齢者施策との関わりが深いと考えるため。
			新たに位置付ける視点
			視点1 地域共生社会を見据えた運営体制の充実
2	都市機能誘導施設等整備促進事業	令和元年度に策定した「いわき市立地適正化計画」で定める都市機能誘導区域内において、維持・誘導すべき誘導施設又は20戸以上の共同住宅を新築若しくは増築、改築、又は大規模修繕等を行う事業者を対象とし、対象経費の一部の補助を行うもの。	新たに位置付ける理由
			・当事業は、都市機能誘導区域内において、サービス付き高齢者向け住宅等を整備する事業者を対象としており、活用によって、高齢者のサービス基盤の整備を図る見込みがあるため。
			新たに位置付ける視点
視点2 安心して暮らせる住まい環境の整備			
3	住宅セーフティネット推進事業	新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、令和2年5月に策定した「いわき市賃貸住宅供給促進計画」に基づき、登録住宅の確保及び供給の促進や住宅確保要配慮者等への経済的支援、地域の居住支援法人等の設立に向けた検討を行う。	新たに位置付ける理由
			・民間賃貸住宅等の空き室を活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保及び供給の促進や地域の居住支援法人等の設立に向けた検討を行うため。
			新たに位置付ける視点
視点2 安心して暮らせる住まい環境の整備 視点3 地域で支える仕組みづくりの推進			

番号	事業名	取組内容	新たに位置付ける理由
4	高齢者緊急一時保護事業費	介護保険の要支援・要介護状態に該当しない高齢者で、養護者からの虐待、養護者の不在等、その他の緊急に保護が必要な高齢者を、養護老人ホーム等の空きベッドに一時的に宿泊させ、緊急的に保護することにより、高齢者の養護及び福祉の向上を図る。	・諸事情により在宅での生活が困難となった高齢者を養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、生活環境の改善、体調調整、栄養管理等を図り、場合によっては措置へとつなげることにより、高齢者が安心して暮らせる環境整備を図る事業であるため。
			新たに位置付ける視点
			視点2 安心して暮らせる住まい環境の整備
5	地域共生社会まちづくり事業	<p>高齢者や障がい者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域共生社会の実現に向けて、高齢者、障がい者、こども等の福祉増進に資するための取組みのうち、地域課題に対応することを目的に、地域住民等が主体となった先駆的な活動を選定し補助するもの。</p> <p>※第8次計画での「地域共生社会まちづくりモデル事業」が変更となった事業。</p>	新たに位置付ける理由
			・本市では、「いわき市高齢者保健福祉計画」において、2025年問題に向けたビジョンとして「地域包括ケアシステムの構築」を位置付けており、国においても法改正を行い、来年4月に施行となる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の内容から、高齢者のみならず障がい児・者、子供など地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えながら活躍できる地域コミュニティである「地域共生社会の実現」が求められており、それらを推進する事業であるため。
			新たに位置付ける視点
視点3 地域で支える仕組みづくりの推進			
6	さかなの日推進事業【いわき産水産物魚食普及推進事業】	令和2年2月20日に「魚食の推進に関する条例が制定」され、栄養バランスのよい健全な食生活の実現を目指すとともに、地産地消を推奨するため、公民館市民講座の料理教室等と連携した活動等を通して、魚食普及を推進する。	新たに位置付ける理由
			・魚には血液をサラサラにする効果が期待できる、DHAやEPA、ビタミン、ミネラルといった体に必要な栄養素が含まれているため、健康増進が図られるため。
			・公民館料理教室に参加することで、男女ともに社会参加が図られるため。
新たに位置付ける視点			
視点4 健康づくり・介護予防の推進			
視点5 生きがいづくりと社会参加の促進			

番号	事業名	取組内容	新たに位置付ける理由
7	たばこ対策事業	世界禁煙デー・禁煙週間等のキャンペーン、健康教育、各種団体の講習会等の機会を捉えて、たばこの害や受動喫煙の影響についての知識の普及・啓発を行う。また、健康増進法の一部改正に伴う事業者向けの説明会を開催し、管理権原者及びその他関係者等に周知及び相談対応を徹底するとともに、「空気のきれいな施設・車両」認証制度等のステッカー事業を実施して、市民が望まない受動喫煙に巻き込まれないような環境づくりを推進していく。	・たばこの害や受動喫煙の影響について知識の普及・啓発を図るとともに、望まない受動喫煙を防止するための環境を整備する事業であるため。
			新たに位置付ける視点
			視点4 健康づくり・介護予防の推進
8	介護予防ハイリスク者把握事業	体を動かさない状態が続くことによって心身の機能が低下して動けなくなる「廃用症候群」や「生活習慣病」などが悪化する可能性の高い高齢者を市が保有するデータを基にAI機能を活用して抽出し、適切な医療・介護の専門機関へ誘導したり、さらには、つどいの場やシルバーリハビリ体操などの介護予防施策につなげていくもの。	新たに位置付ける理由
			・将来的に要介護状態になる可能性が高い方に、早期にアプローチし、必要な事業等につなげていくことで介護予防の効果を高めることを目的としているため。
			新たに位置付ける視点
			視点4 健康づくり・介護予防の推進

(2) 削除を予定している事業

第8次計画で定めていた次の個別事業について、第9次計画の掲載から削除を予定。

番号	事業名	取組内容	第9次計画に掲載しない理由
1	おや CoCo 支援・地域連携事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、ワンストップ窓口を7地区保健福祉センターに設置し、妊婦全員との面接を基本とした相談体制や、出張相談事業により、様々なニーズに応じた支援サービス等に適切につなげるほか、地域と連携しながら継続的な支援を行う。	・妊娠期や子育て期の方の支援を中心とした事業であり、高齢者施策との関わりが薄いと考えられるため。
			第8次計画で位置付けられていた視点 ※視点名は第8次計画のものを記載
			視点1 運営体制の充実と情報発信の強化
2	中山間地域集落支援員推進事業	人口減少と少子高齢化の進行に伴い、生活扶助機能の低下、生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など、中山間地域の集落機能が低下しているため、集落の状況把握、集落点検など、集落対策を実施する「集落支援員」を配置し、集落の維持・活性化を図る。	第9次計画に掲載しない理由
			・地域振興を中心とした事業であり、高齢者施策との関わりが薄いと考えられるため。
			第8次計画で位置付けられていた視点 ※視点名は第8次計画のものを記載
			視点3 地域で支える仕組みづくりの推進

番号	事業名	取組内容	第9次計画に掲載しない理由
8	子育て支援員研修事業	子ども・子育て支援法に基づく給付又は事業として実施される、家庭的保育事業などの地域型保育や、利用者支援事業などの人材の確保のため、地域での子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、知識や技能等を修得するための研修を行う。	第9次計画に掲載しない理由
			第9次計画に掲載しない理由
			・令和2年度を持って事業廃止のため。
			第8次計画で位置付けられていた視点 ※視点名は第8次計画のものを記載
			視点5 生きがいづくりと社会参加の促進